

令和7年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

令和 7 年 3 月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第 3 号	河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について		1
議案第 4 号	河内長野市農業委員会委員の任命について		2
議案第 5 号	旧河内長野市立保健センター等用地活用事業審査会設置条例の制定について		5
議案第 6 号	河内長野市観光振興計画策定委員会設置条例の制定について		9
議案第 7 号	河内長野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について		1 2
議案第 8 号	河内長野市職員兼業推進条例の制定について		1 6
議案第 9 号	河内長野市部落有財産基金条例の制定について		1 8
議案第 1 0 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		2 0
議案第 1 1 号	組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		2 4
議案第 1 2 号	河内長野市立コミュニティセンター条例及び河内長野市立地域福祉センター条例の改正について		2 6
議案第 1 3 号	河内長野市職員等の旅費に関する条例の制定について		2 8
議案第 1 4 号	定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の改正について		4 4
議案第 1 5 号	河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の改正について		4 6
議案第 1 6 号	河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正について		5 1
議案第 1 7 号	職員の退職手当に関する条例の改正について		5 4
議案第 1 8 号	河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について		6 0
議案第 1 9 号	河内長野市市税条例の改正について		6 1

議案第 2 0 号	河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等 に関する条例の改正について		6 2
議案第 2 1 号	河内長野市地域バスの運行に関する条例の改正につ いて		6 4
議案第 2 2 号	河内長野市企業立地促進条例の改正について		6 6
議案第 2 3 号	河内長野市水道事業給水条例の改正について		7 3
議案第 2 4 号	河内長野市下水道条例の改正について		7 5
議案第 2 5 号	河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例の改正について		7 7
議案第 2 6 号	市道路線の認定及び変更について		7 9

別冊 1（令和 6 年度各会計補正予算関係）

別冊 2（令和 7 年度各会計予算関係）

議案第 3 号

河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

河内長野市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 4 号

河内長野市農業委員会委員の任命について

河内長野市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

住 所
氏 名
生年月日

議案第 5 号

旧河内長野市立保健センター等用地活用事業審査会設置条例
の制定について

旧河内長野市立保健センター等用地活用事業審査会設置条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

旧河内長野市立保健センター等用地活用事業審査会設置条例
(設置)

第 1 条 旧河内長野市立保健センター及び旧河内長野市立休日急病診療所
用地（以下「用地」という。）について、プロポーザル方式により周辺
を含む有効活用を行う事業者（以下「売却予定者」という。）を募集す
るにあたり、事業者からの事業提案の適正かつ公平公正な審査を担保し、
最も適した事業者に用地を売却することを目的に、地方自治法（昭和 2
2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属
機関として、旧河内長野市立保健センター等用地活用事業審査会（以下
「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の要請に応じて、売却予定者の選定及び用地の売却に関する事項について審議を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 用地周辺に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体の役員

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長にも事故があるとき又は欠けたときは、市長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席（オンライン（映像及び音声の送受信

により相手の状況を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。)を活用した出席を含む。)がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議(以下「書面審議」という。)をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の半数以上が可否等を表明したことをもって成立し、書面審議の議事は、可否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、会長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事

項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、市長が行う。

(失効)

- 3 この条例は、用地を売却する日限り、その効力を失う。

議案第 6 号

河内長野市観光振興計画策定委員会設置条例の制定について
河内長野市観光振興計画策定委員会設置条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市観光振興計画策定委員会設置条例
(設置)

第 1 条 大阪府内有数の豊かな自然及び全国有数の文化財を有する本市の観光関係施策の今後の方向性を定める河内長野市観光振興計画(以下「計画」という。)を策定することを目的に、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、河内長野市観光振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の要請に応じて、計画の策定に関する事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 観光関係者

(3) 商工関係者

(4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

議案第 7 号

河内長野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
の制定について

河内長野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例 号

河内長野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3
1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項の規定に基
づき、市長が管理し、及び執行する事務に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(職務権限の特例)

第 2 条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 河内長野市立市民運動場、河内長野市立武道館及び河内長野市立市
民総合体育館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び
廃止に関する事（法第 2 1 条第 7 号から第 9 号まで及び第 1 2 号に

掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

(3) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に効力を有する教育委員会により行われた許可その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において市長により行われた許可その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正）

3 河内長野市立市民運動場設置条例（昭和54年河内長野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条の3第2項、第3条の4第3号、第3条の5第2項、第8条第1項及び第3項から第5項まで、第8条の2第1項及び第3項から第5項まで、第8条の3第2項並びに第12条の2中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(河内長野市立武道館条例の一部改正)

- 4 河内長野市立武道館条例（昭和 5 3 年河内長野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 3 号、第 3 条の 5 第 2 項並びに第 8 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号中「若しくは教育委員会」を削る。

第 1 2 条の 2 中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 3 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(河内長野市立市民総合体育館条例の一部改正)

- 5 河内長野市立市民総合体育館条例(昭和 5 3 年河内長野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 3 号、第 3 条の 5 第 3 項、第 9 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 9 条の 2 第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで並びに第 9 条の 3 第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 4 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 2 号中「若しくは教育委員会」を削る。

第 1 4 条の 2 中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 15 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(河内長野市公園条例の一部改正)

- 6 河内長野市公園条例（昭和 42 年河内長野市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「(野球場、プール、庭球場及び下里運動公園にあっては教育委員会。第 8 条の 4 第 2 項、第 18 条、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 28 条の 3 及び第 29 条において同じ。)」を削る。

第 14 条の 2 第 3 項中「第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する施設にあっては教育委員会の、同項第 6 号に規定する施設にあっては」を削り、「同項の」を「第 1 項の」に改める。

第 22 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 22 条の 3 中「教育委員会」を「市長」に改める。

議案第 8 号

河内長野市職員兼業推進条例の制定について

河内長野市職員兼業推進条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員兼業推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が積極的に兼業を行うことを推進することにより地域活動に貢献し、もって市民サービスを充実させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「兼業」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 商業、工業、金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねること。
- (2) 自ら営利企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること。

(兼業推進の基本方針)

第 3 条 市は、職員の兼業を通じて地域課題を解決し、その経験を職務に

還元することにより当該職務の質を高め、また、多様な働き方を推進することにより職員のウェルビーイングを向上させ、もって市民サービスの向上につなげるため、職員の兼業を推進することとする。

(許可の基準)

第4条 任命権者は、職員から兼業の許可申請があったときは、次の各号のすべてに該当すると認められる場合に限り許可することができる。

(1) 当該兼業がア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 公益の増進に寄与するもの

イ 日常生活を営む上で必要やむを得ないもの

(2) アからウのすべてに該当すると認められること。

ア 兼業を行おうとする事業との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがない場合

イ 心身の疲労のため、職務の遂行に支障が生じないこと又は能率に悪影響を与えないことが明らかな場合

ウ 報酬額が社会通念上相当と認められる場合

(市の役割)

第5条 市は、職員の兼業を推進するため、積極的な情報発信の実施等に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

河内長野市部落有財産基金条例の制定について

河内長野市部落有財産基金条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市部落有財産基金条例

(設置)

第 1 条 地区の水利の維持管理並びに地区内の公共事業施行に要する経費に充てるため部落有財産基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の種類)

第 2 条 基金の種類は、次のとおりとする。

(1) 市地区部落有財産基金

(2) 原地区部落有財産基金

(管理)

第 3 条 基金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り基金の全

部又は一部を処分することができる。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、部落有財産特別会計歳入歳出予算に計上して、整理する。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(河内長野市原地区部落有財産基金条例の廃止)

2 河内長野市原地区部落有財産基金条例（昭和48年条例第24号）は廃止する。

(河内長野市市地区部落有財産基金条例の廃止)

3 河内長野市市地区部落有財産基金条例（昭和49年条例第20号）は廃止する。

議案第 10 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(河内長野市有功者表彰条例の一部改正)

第 1 条 河内長野市有功者表彰条例(昭和 39 年河内長野市条例第 26 号)
の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年河内長
野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 54 条から第 56 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改
正)

第3条 河内長野市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年河内長野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の一部改正）

第4条 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和45年河内長野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第28条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年河内長野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年河内長野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正）

第7条 河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和59年河内長野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(河内長野市水道水源保護条例の一部改正)

第 8 条 河内長野市水道水源保護条例(平成 1 1 年河内長野市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(河内長野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 9 条 河内長野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 4 2 年河内長野市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 1 0 条 河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 3 9 年河内長野市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規

定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

４ 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

５ 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、第５条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第２３条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）並びに第６条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第１３条第１項及び第５項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第 11 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(河内長野市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 河内長野市職員定数条例（昭和 29 年河内長野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「479 人」を「487 人」に改め、同条第 4 号中「81 人」を「73 人」に改める。

(河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 河内長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年河内長野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「部内で」を「本市において」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 3 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年河内長

野市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条第 4 項中「部内の」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年河内長野市条例第 7 号)

の一部を次のように改正する。

第 8 条中「部内の」を削る。

(河内長野市防災会議条例の一部改正)

第 5 条 河内長野市防災会議条例(昭和 38 年河内長野市条例第 8 号) の

一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項第 5 号中「部内の」を「補助機関である」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

河内長野市立コミュニティセンター条例及び河内長野市立地域福祉センター条例の改正について

河内長野市立コミュニティセンター条例及び河内長野市立地域福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立コミュニティセンター条例及び河内長野市立地域福祉センター条例の一部を改正する条例

(河内長野市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第 1 条 河内長野市立コミュニティセンター条例（平成 11 年河内長野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定により選挙の期日の公示又は告示があった日から選挙の期日の翌日までの間において、選挙のために河内長野市選挙管理委員会がコミュニティセンターを使用する必要があるとき。

第 7 条第 3 号中「第 5 条第 3 号」の次に「又は第 5 号」を加える。

(河内長野市立地域福祉センター条例の一部改正)

第2条 河内長野市立地域福祉センター条例（平成11年河内長野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により選挙の期日の公示又は告示があった日から選挙の期日の翌日までの間において、選挙のために河内長野市選挙管理委員会が地域福祉センターに併設する河内長野市立コミュニティセンターを使用する必要性が生じたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の河内長野市立コミュニティセンター条例及び河内長野市立地域福祉センター条例の規定は、令和7年7月1日以後の日を選挙の期日とする選挙においては、その期日の公示又は告示があった日から適用し、同年6月30日以前の日を選挙の期日とする選挙においては、なお従前の例による。

議案第 13 号

河内長野市職員等の旅費に関する条例の制定について

河内長野市職員等の旅費に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員等の旅費に関する条例

河内長野市職員等の旅費に関する条例（平成 2 年河内長野市条例第 8 号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条
の規定に基づき、公務のために旅行をする職員等に対して支給する旅費
に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任
を受けた者（以下「旅行命令権者」という。））が認める場合には、そ

の住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

(4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌

日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 3 職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行をさせる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第１項、第２項及び前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則の定めるところにより、その者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。
- 7 第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない出張)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行をすることができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わない旅行をした後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は

申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして、この条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出をする任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所

定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(市長等の公務の補佐をするために同行を命ぜられた者の旅費)

第9条 市長等の公務を補佐するため特に同行を命ぜられた者に対する旅費は、市長等の旅費と同額に至るまでの範囲内において増額して支給することができる。

(年度経過等による区分)

第10条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の超過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(鉄道賃)

第 1 1 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第 1 4 条について同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

3 第 1 項第 4 号の座席指定料金は、同項第 2 号の急行料金を支給し、かつ、座席指定客車に乗車する場合に限り、支給する。

(船賃)

第 1 2 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第 1 4 条において同じ。）を利用する移動に要す

る費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第１３条 航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前２号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の

等級が 3 以上に区分された航空機により市長等が移動する場合は、最下級の直近上位の級の運賃の額とすることができる。

(その他の交通費)

第 14 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第 15 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜ごとに、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第二に掲げる宿泊費基準額のうち、職務の級が 10 級以下の者に対する宿泊費基準額を基準として、規則で定める額を上限に現に支払った額

（以下「宿泊料金の実費額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊料金の実費額に食費が含まれる場合にあっては、当該額から食費の額（食費の額が明らかでない場合は、別表に定める食費の区分によって算出する額）を減じた額を宿泊料金の実費額とみなす。

3 宿泊費は、船舶による旅行及び航空機による旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、次の各号に掲げる額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額

(2) 赴任をする職員が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その

他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 赴任をする職員又は当該職員の家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じた旅費とする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 職員が、第3条第2項第2号又は第3号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(3) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第 2 1 条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第 6 条及び第 1 1 条から第 1 6 条までの規定にかかわらず、国家公務員の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「旅費法」という。）の規定の例により、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者に適用される旅費の額を限度として、その都度、任命権者が市長と協議して定める。

- (1) 市長等 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 3 0 6 号。以下「旅費法施行令」という。）に規定する指定職職員等
- (2) 前号の職員以外のもの 旅費法施行令に規定する職務の級の 8 級の職務にある者

(旅費の調整)

第 2 2 条 任命権者は、旅行者が公用の交通用具を利用して旅行をした場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行をするこ
とが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である
場合には、市長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第 2 3 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9

号) 第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第 24 条 任命権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の支給額の上限)

第 25 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号、第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、

当該各種目について、第 15 条から第 18 条第 1 項までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が、新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の河内長野市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する出張命令権者が、旧条例第 4 条第 1 項に規定する出張命令を発した出張及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 2 条第 1 号に規定する出張命令権者が旧条例第 4 条第 1 項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第

3 項の規定により当該出張命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条及び第20条の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合は、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

食費

区分	朝食	昼食	夕食
1食につき	900円	1,200円	1,600円

議案第 14 号

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の改正について

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年河内長野市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条及び第 10 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附則第 14 条第 1 項中「第 4 項」を「以下第 2 項及び第 4 項」に改め、同条第 2 項中「の 4 月 1 日」の次に「(以下この項において「特定日」という。)」を、「受けていた給料月額」の次に「(特定日に給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員にあっては、特定日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額とす

る。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の改正に
ついて

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例（令和元年河内長野
市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項から第 4 項までを削る。

第 13 条第 1 項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休
暇」に改め、同条第 9 項中「定める者」の次に「（第 13 条の 2 において
「配偶者等」という。）」を加え、同条第 14 項中「及び第 29 条」を削
り、「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、同条第 15 項中「並びに」
を「又は」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に
改め、「又は第 29 条」を削り、「給与額」の次に「又は報酬額」を加え、

同項を同条第 17 項とし、同条第 14 項の次に次の 2 項を加える。

15 子育て部分休暇は、会計年度任用職員が小学校就学の始期から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

16 子育て部分休暇の時間は、1 日につき、次に掲げる職員ごとにそれぞれ各号に規定するものとする。

(1) フルタイム任用職員 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（第 11 項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（次号において「介護時間取得職員」という。）に対する子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間（次号において「介護時間取得時間」という。）を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。）

(2) パートタイム任用職員 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間又は 2 時間から規則で定める時間を減じた時間のいずれか短い方の時間（介護時間取得職員にあっては、当該時間から介護時間取得時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

第 13 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 13 条の 2 任命権者は、会計年度任用職員が配偶者等が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置

（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、会計年度任用職員に対して、当該会計年度任用職員が40歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、会計年度任用職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該会計年度任用職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 会計年度任用職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第27条を次のように改める。

（フルタイム任用職員の勤勉手当）

第27条 任期の定めが6月以上のフルタイム任用職員の勤勉手当の支給については、一般職の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の例による。

2 6月に勤勉手当を支給する場合において、前年度の末日まで本市の

会計年度任用職員として採用され、同日の翌日にフルタイム任用職員として採用された者の任期（６月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の採用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム任用職員を前項の任期の定めが６月以上のフルタイム任用職員とみなす。

３ １２月に勤勉手当を支給する場合において、任期の定めが６月未満のフルタイム任用職員であって規則で定める者は、第１項の任期の定めが６月以上のフルタイム任用職員とみなすことができる。

４ 前３項に規定するもののほか、フルタイム任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

第２９条中「ときは」の次に「、市長が定める場合を除き」を加える。

第３４条の２第１項を次のように改める。

第３４条の２ 第２７条第２項から第４項まで及び給与条例第２４条第３項の規定により準用する第２３条第４項の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム任用職員（週の勤務時間が規則で定める時間以下である者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第２７条第２項から第４項までの規定中「フルタイム」とあるのは「パートタイム」と、給与条例第２３条第４項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム任用職員についてはそれぞれの基準日以前６月以内のパートタイム任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により

求める報酬の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 16 号

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正について

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 年河内長野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「及び第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで」を「、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで及び第 6 条第 13 項」に改める。

第 4 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」

に改め、同条第9項中「定める者」の次に「（第7条において「配偶者等」という。）」を加え、同条第13項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項を同条第15項とし、同条第12項の次に次の2項を加える。

13 子育て部分休暇は、職員が小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

14 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。ただし、第11項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第7条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年

度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

- ３ 任命権者は、職員が第１項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第８条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （２）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （３）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第４条の３第２項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 17 号

職員の退職手当に関する条例の改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年河内長野市条例第 28 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 第 1 号区分 65, 000 円
- (2) 第 2 号区分 59, 550 円
- (3) 第 3 号区分 54, 150 円
- (4) 第 4 号区分 43, 350 円
- (5) 第 5 号区分 32, 500 円
- (6) 第 6 号区分 27, 100 円
- (7) 第 7 号区分 21, 700 円
- (8) 第 8 号区分 0

第10条第1項中「第5項」の次に「又は第7項」を加え、同条第2項第2号中「職員等に係る」を削り、同条第3項中「第6項」の次に「又は第8項」を加え、同条第15項を同条第17項とし、同条第14項中「第9項」を「第11項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第13項前段中「第9項」を「第11項」に、「これらの規定による」を「第5項又は第6項の規定により」に、「6箇月を経過していないものを含む。）」を「1年を経過していないものを含む。）」及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）」に改め、同項後段中「第9項」を「第11項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第12項中「第9項第4号」を「第11項第4号」に、「第9項の」を「第11項の」に、「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項中各号を削り、同項を同条第14項とし、同条第11項中「第9項第3号」を「第11項第3号」に、「第9項の」を「第11項の」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項を同条第12項とし、同条第9項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除

く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当

として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

第 15 条第 1 項中「又は第 6 項」を「、第 6 項又は第 8 項」に改め、同条第 2 項中「又は第 5 項」を「、第 5 項又は第 7 項」に改める。

附則第 7 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に、「第 10 条第 8 項」を「第 10 条第 10 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 10 条第 11 項(第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 退職職員であって、退職職員が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、新条例第 10 条第 5 項又は第

6 項の勤続期間を計算する場合における新条例第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 17 号)の施行の日(以下この項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間)」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第 10 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する旧条例第 10 条第 9 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年河内長野市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 5 項中「次項」の次に「又は第 7 項」を加え、同条第 7 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「同項」を「第 5 項又は前項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次

に次の1項を加える。

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

議案第 18 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市日野地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「381,800,000 円」を「372,500,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 19 号

河内長野市市税条例の改正について

河内長野市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例

河内長野市市税条例（昭和 59 年河内長野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 64 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 85 条第 2 項第 2 号及び第 108 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 113 条の 10 第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する

条例の改正について

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する

条例の一部を改正する条例

河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成
7 年河内長野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 し尿の部中「480 円」を「600 円」に、「200 円」を「2
50 円」に、「2,400 円」を「3,000 円」に、「800 円」を「1,
000 円」に、「1,000 円」を「1,250 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例別表第 1 の規定は、施行日以後に収集したものについて適用し、同
日前に収集したものについては、なお従前の例による。

議案第 21 号

河内長野市地域バスの運行に関する条例の改正について

河内長野市地域バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市地域バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市地域バスの運行に関する条例（令和 4 年河内長野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「300 円」に、「2,000 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の河内長野市地域バスの運行に関する条例別表

に掲げる金額の定期券は、改正後の河内長野市地域バスの運行に関する
条例別表に掲げる金額の定期券とみなし、施行日以後においても使用す
ることができる。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の河内長野市地域バスの運行に関する条例の規
定に基づく使用料に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うこ
とができる。

議案第 22 号

河内長野市企業立地促進条例の改正について

河内長野市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市企業立地促進条例の一部を改正する条例

河内長野市企業立地促進条例（平成 27 年河内長野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (15) 新エネルギー設備 新エネルギー利用等（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）第 2 条に規定する新エネルギー利用等をいう。）を行うための設備をいう。

第 6 条中「及び雇用促進奨励金」を「、雇用促進奨励金及び新エネルギー設備設置奨励金」に改める。

第 7 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項中「時点」を「期間」に、「2 年を経過した日（以下「基準日」という。）」を「1 年を経過する日（以下「基準日」という。）が属する年度から起算して 6 年度の間」に改める。

第 8 条第 2 項中「速やかに」を「年度ごとに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の指定事業者に対する雇用促進奨励金の交付は、交付対象期間につき 5 回までとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 新エネルギー設備設置奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、新エネルギー設備の設置完了日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

別表第 1 を次のように改める。

名 称	要件					奨励金の額	
	事 業 者	対 象 資 産	区分	面積又は取得額			企業の立地の時期等
				市街化区 域	市街化調 整区域		
立 地 奨 励 金	本 市 の 区 域 内 に 企 業 の 立 地 を 行 う 市	土 地 家 屋 取 得 、 新 設	取得	1， 0 0 0 平方メ ートル以 上	2， 0 0 0 平方メ ートル以 上	事業者が、土地の取得の日（土地の賃借の場合にあっては、当該土地の賃借契約に基づく引渡しの日）から 3 年以内（土地造成工事に期間を要する場合にあっては、当該土地造成後から	各年度の固定資産 税及び都市計画税 の額の 2 分の 1 に 相当する額
			取得、 新設	1， 0 0 0 平方メ ートル以	2， 0 0 0 平方メ ートル以		各年度の固定資産 税及び都市計画税 の額の 2 分の 1 に 相当する額

	内 事 業 者 で な い 事 業 者		建 て 上 替 え 又 は 増 設	上	上	1 年以内) に、その土地 を敷地として立地奨励 金の対象となる家屋の 取得、新設、建て替え又 は増設をした後、1 年以 内に操業を開始してい ること。	
		償 却 資 産	取得	取得額の 合計額 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円以上	取得額の 合計額 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円以上	立地奨励金の対象事業 者が、当該家屋の取得、 新設、建て替え又は増設 の日から操業を開始す る日までの間に、立地奨 励金の対象となる償却 資産を取得し、対象事業 所に償却資産を設置し ていること。	各年度の固定資産 税の額の 2 分の 1 に相当する額
事 業 拡 張 奨 励	本 市 の 区 域 内 で 企 業 の 立 地	土 地 家 屋	取得	1 0 0 平 方メートル 以上	1 0 0 平 方メートル 以上	・事業者が、土地の取得 の日（土地の賃借の場 合にあっては、当該土 地の賃貸借契約に基 づく引渡しの日）から 3 年以内（土地造成工	各年度の固定資産 税及び都市計画税 の額の 2 分の 1 に 相当する額 各年度の固定資産 税及び都市計画税

金	を 行 う 市 内 事 業 者	新 設、 建 て 替 え 又 は 増 設	メー ト ル 以 上	メー ト ル 以 上	事に期間を要する場合の額の2分の1に 合にあっては、当該土 地造成後から1年以 内)に、その土地を敷 地として事業拡張奨 励金の対象となる家 屋の取得(賃借してい る家屋を取得する場 合を含む。)、新設、 建て替え又は増設を した後、1年以内に操 業を開始しているこ と。 ・事業者が、既存の事業 用地を敷地として事 業拡張奨励金(家屋に 係るものに限る。)の 交付を申請する場合 は、当該家屋の取得 (賃借している家屋 を取得する場合を含 む。)、新設、建て替 え又は増設をした後、	の額の2分の1に 相当する額
---	--------------------------	-------------------------------------	---------------	---------------	--	-------------------

						1 年以内に操業を開始していること。	
	償却資産	取得	取得額の合計額 10,000,000 円以上	取得額の合計額 10,000,000 円以上	事業拡張奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置していること。	事業拡張奨励金の対象となる償却資産を取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、事業拡張奨励金の対象となる償却資産を取得し、対象事業所に償却資産を設置していること。	各年度の固定資産税の額の 2 分の 1 に相当する額
雇用促進奨励金	立地奨励金又は事業拡張奨励金の対象となった事	—	—	—	—	立地奨励金又は事業拡張奨励金の対象となった事業所の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業開始後 2 年を経過した日までの間に、1 年以上新規正規従業員を雇用しており、かつ雇用促進奨励金申請時点において当該従業員が在籍していること。	新規正規従業員 1 人につき 1 年度 100,000 円とし、新規正規従業員が、身体障害者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、1 人につき 1 年度 100,000 円

	業者					0 円を加算する。 (1 指定事業者につき 1 年度 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。)
新 エ ネ ル ギ ー 一 設 備 設 置 奨 励 金	立 地 償 奨 励 却 金 又 資 は 事 産 業 拡 張 奨 励 金 の 対 象 と な っ た 事 業 者	取得	—	—	立地奨励金又は事業拡張奨励金の対象となつた事業所の取得、新設、建て替え又は増設の日から操業を開始する日までの間に、次に掲げる新エネルギー設備を取得し、対象事業所に当該設備を設置していること。 (ア) 出力 1 0 キロワット以上の太陽光発電設備 (イ) 風力発電設備 (ウ) 地熱発電設備 (エ) バイオマス発電設備 (オ) その他市長が認め	新エネルギー設備の設置に要した費用に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1 指定事業者につき 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円を限度とする。)

						るもの	
--	--	--	--	--	--	-----	--

備考

- 1 奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 立地奨励金又は事業拡張奨励金に係る企業の立地の時期等について、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者の指定の申請を行った事業者について適用し、同日前に指定事業者の指定の申請を行った者については、なお従前の例による。

議案第 2 3 号

河内長野市水道事業給水条例の改正について

河内長野市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

河内長野市水道事業給水条例（平成 9 年河内長野市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 4 条関係）

水道料金

用途・口径別		1 箇月基 本料金	1 箇月						
			従量料金（1 m ³ について）						
			1 m ³ ~ 1 0 m ³	1 1 m ³ ~ 2 0 m ³	2 1 m ³ ~ 3 0 m ³	3 1 m ³ ~ 5 0 m ³	5 1 m ³ ~ 1 0 0 m ³	1 0 1 m ³ ~ 3 0 0 m ³	3 0 1 m ³ 以上
一般用	mm	円	円	円	円	円	円	円	円

	φ 1 3	7 9 4	4 5	2 0 4	2 1 6	2 4 2	2 8 1	3 2 7	3 6 0
	φ 2 0								
	φ 2 5								
	φ 4 0	1, 5 6 3	9 9						
	φ 5 0	3, 1 2 7							
	φ 7 5	5, 4 7 8							
	φ 1 0 0	8, 9 9 3							
	φ 1 5 0	2 1, 4 8 9							
	φ 2 0 0	3 7, 6 3 3							
臨時用	7 1 8								

備考 用途の適用基準については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市水道事業給水条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金について適用し、施行日前の使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する水道料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

議案第 2 4 号

河内長野市下水道条例の改正について

河内長野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市下水道条例の一部を改正する条例

河内長野市下水道条例（昭和 6 1 年河内長野市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 5 条関係）

区分	基本料金 (1 箇月につき)	従量料金 (1 箇月 1 m ³ につき)	
	使用料	水量	使用料
一般汚水	6 7 5 円	1 m ³ ～ 1 0 m ³	3 9 円
		1 1 m ³ ～ 2 0 m ³	1 7 4 円
		2 1 m ³ ～ 3 0 m ³	1 8 5 円
		3 1 m ³ ～ 4 0 m ³	1 9 3 円

		4 1 m ³ ~ 5 0 m ³	2 3 3 円
		5 1 m ³ ~ 1 0 0 m ³	2 7 2 円
		1 0 1 m ³ 以上	3 1 2 円
公衆浴場汚水	—	1 m ³ ~ 3 0 0 m ³	2 9 円
		3 0 1 m ³ 以上	3 1 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の汚水量に係る使用料について適用し、施行日前の汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる汚水量の算定期間が施行日前にまたがるものについては、汚水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

議案第 25 号

河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の改正について

河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭
和 39 年河内長野市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係）

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未 満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上 35 年 未満	35 年以 上
団長	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9	1, 0 7 9
副団長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1, 0 0 9
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9
副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び班 長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 26 号

市道路線の認定及び変更について

次の市道路線を認定及び変更するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	市 26 号線	市町 590 番 19	市町 590 番 18	
2	三日市 9 号線	三日市町 122 番 7	三日市町 122 番 10	
3	木戸 10 号線	木戸一丁目 1400 番 2	木戸一丁目 1400 番 3	
4	喜多 32 号線	喜多町 236 番 1	喜多町 233 番 2	
5	喜多 33 号線	喜多町 181 番 2	喜多町 181 番 2	

6	天見 1 号線	天見 1 3 8 3 番 2	天見 1 3 3 7 番 1	
---	---------	-------------------	-------------------	--

2 変更する路線

整理 番号	旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	旧	鳴尾中 8 号線	木戸三丁目 1 2 5 8 番 7	木戸三丁目 1 2 5 8 番 8	
	新	鳴尾中 8 号線	木戸三丁目 1 2 5 8 番 7	木戸三丁目 1 2 5 4 番 4	
2	旧	市 2 5 号線	市町 6 0 8 番 3	市町 1 0 6 2 番 1	
	新	市 2 5 号線	市町 6 0 8 番 3	市町 4 4 4 番 3	